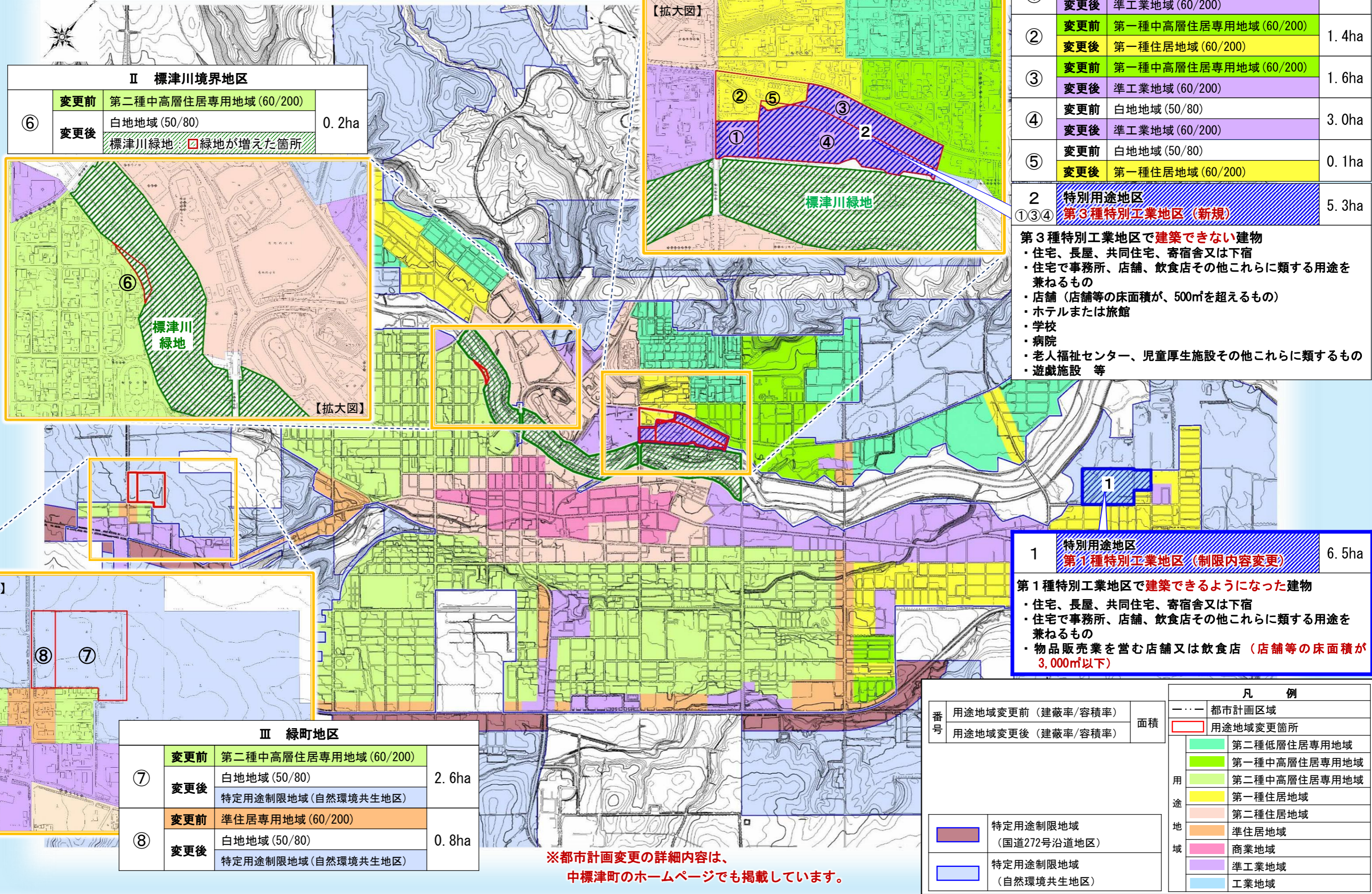


# 都市計画(用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、緑地、下水道)の変更箇所

- 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、標津川緑地、下水道区域の見直し箇所は、下の図の通りです。
- 下水道区域は、用途地域区域内となります。



⑥	変更前	第二種中高層住居専用地域 (60/200)	0.2ha
	変更後	白地地域 (50/80) 標津川緑地: □緑地が増えた箇所	

①	変更前	第一種中高層住居専用地域 (60/200)	0.7ha
	変更後	準工業地域 (60/200)	
②	変更前	第一種中高層住居専用地域 (60/200)	1.4ha
	変更後	第一種住居地域 (60/200)	
③	変更前	第一種中高層住居専用地域 (60/200)	1.6ha
	変更後	準工業地域 (60/200)	
④	変更前	白地地域 (50/80)	3.0ha
	変更後	準工業地域 (60/200)	
⑤	変更前	白地地域 (50/80)	0.1ha
	変更後	第一種住居地域 (60/200)	
2	特別用途地区 第3種特別工業地区 (新規)		5.3ha

- 第3種特別工業地区で建築できない建物
- 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿
  - 住宅で事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの
  - 店舗 (店舗等の床面積が、500㎡を超えるもの)
  - ホテルまたは旅館
  - 学校
  - 病院
  - 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
  - 遊戯施設 等

1	特別用途地区 第1種特別工業地区 (制限内容変更)	6.5ha
---	------------------------------	-------

第1種特別工業地区で建築できるようになった建物

- 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 住宅で事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの
- 物品販売業を営む店舗又は飲食店 (店舗等の床面積が3,000㎡以下)

⑦	変更前	第二種中高層住居専用地域 (60/200)	2.6ha
	変更後	白地地域 (50/80) 特定用途制限地域 (自然環境共生地区)	
⑧	変更前	準住居専用地域 (60/200)	0.8ha
	変更後	白地地域 (50/80) 特定用途制限地域 (自然環境共生地区)	

※都市計画変更の詳細内容は、  
中標津町のホームページでも掲載しています。

凡例	
---	都市計画区域
□	用途地域変更箇所
■	第二種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	準住居地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	特定用途制限地域 (国道272号沿道地区)
■	特定用途制限地域 (自然環境共生地区)